

寄付できる項目は下の4つです (寄付者が自由に選べます)	
1 人を育てる人を活かす事業(教育・文化・社会活動・人づくり)	①将来を担うたくましい子どもを育てる(学校教育・幼児教育) ②自立する人を支援する(社会教育・地域リーダー育成) ③文化・スポーツ活動を楽しむ(文化・スポーツ活動) ④住民全てが村おこしに参加する(コミュニティー活動、交流活動、住民意識改革) ⑤少子高齢化時代に適う後継者対策を進める(少子高齢化・後継者対策)
2 地域の資源を知恵と努力で活かす事業(産業の振興)	①恵まれた漁業環境を活かす(水産業) ②特産化と地産地消運動を展開する(農林業) ③地域資源を活かした活動を展開する(商工業) ④体験交流型観光を築く(観光・グリーンツーリズム)
3 恵まれた自然を活かして快適生活环境をつくる事業(生活環境基盤整備)	①豊かな自然を取り戻す(自然環境の保全と活用) ②村民の安全を守る(防災) ③道路を良くする(道路交通) ④快適な生活環境をつくる(居住環境) ⑤安心できる暮らしを守る(保健医療福祉)
4 住民参画による開かれた行政活動を展開する事業(行政財政)	①新総合発展計画を推進する(計画行政の推進) ②住民の意向を行政に反映させる(住民参加行政の推進) ③村財政の再建に努める(財政再建) ④電腦村を目指す(情報化時代への対応) ⑤一人ひとりが村の活性化を担う(職員資質向上)

■問い合わせ先 役場総務課 (☎0194-35-2111)
お電話お待ちしています。

大切なふるさとを…
応援してください。
ふるさと普代、
大切な人がいる普代、
普代が好き。

納入は振り込みなど
寄付金の納入方法は、役場から送付する「納入通知書」で最も寄りの銀行、農協、漁協などから納める方法と、現金書留での納入、役場に直接納めさせていただくことができます。納入通知書は寄付申込書で金額や払い込み方法を確認して、後日役場から郵送します。振り込みなどの際は、お手数

でも送金料は納入する人の負担となります。
寄付金受領書を送付
振り込みの確認後、「寄付金受領証明書」を役場からお送りします。税の軽減を受けるには、お住まいの市区町村の窓口などで確定申告(2月中旬から3月中旬)をする必要があります。なお、「ふるさと納税」を語った寄付の強要や詐欺行為などには、充分注意してください。

皆さんからいただく寄付金は、一度「普代村ふるさと応援基金」に積み立て、村総合発展計画にある教育や文化、産業の振興、生活環境の整備などの財源に活用します。寄付できる項目は、3ページの表の通りで、①人を育てる人を活かす事業②地域の資源を知恵と努力で活かす事業③恵まれた自然を活かして快適生活環境をつくる事業④住

上の人を育てる人を活かす事業②地域の資源を知恵と努力で活かす事業③恵まれた自然を活かして快適生活環境をつくる事業④住



未来に残したい大切なものがあるから…

「ふるさとを応援したい、支援したい」という、皆さんのかけがえのない“思い”を形にするため、平成20年度の税制改正で寄付金税制が拡充され、5月1日から「ふるさと納税制度」がスタートしました。村は、この制度を利用して皆さんからの寄付を「普代村ふるさと応援基金」と名づけ、村づくりに活用したいと考えています。これから村づくりは行政だけではできません。普代に住んでいる皆さん、普代を離れて暮らしている皆さん、共に協力し助け合うことが必要です。皆さんの“思い”を村へ届けてください。

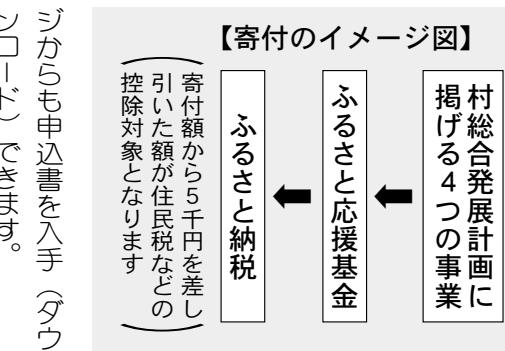
「ふるさと応援基金」創設

活用法は4項目から

民参画による開かれた行政活動を展開する事業ーーの4項目です。さらに具体的な事業を指定することもできます。

申込みは役場窓口に用意してある「寄付申込書」に住所、氏名、寄付金額などを記入します。寄付申込書は電話、郵便、ファックス、電子メールなどで連絡いただければお送りします。

【寄付のイメージ図】



写真は普代浜です。小さいころ、皆さんも遊んだ記憶がありませんか？

